

(公社) 日本眼鏡技術者協会 2024年度事業計画

1. 総会の開催 (法人会計)

- (1) 2024年6月に通常総会を開催し、①2023年度事業報告及び収支決算、②2024年度事業計画及び収支予算等について審議。

2. 理事会の開催 (法人会計)

- (1) 2024年5月に理事会を開催し、①2023年度事業報告及び収支決算、②6月に開催する通常総会の議案等について審議。
- (2) 2024年10月に理事会を開催し、2024年度上期事業報告及び上期決算報告を中心として審議。
- (3) 2025年3月に理事会を開催し、2025年度事業計画及び収支予算について審議。

3. 正副会長・部長会議の開催 (法人会計)

- (1) 原則として、総会、理事会の開催に先立ち、議案の内容について審議。

4. 眼鏡作製技能士へ移行するための特例講習会を行う教育事業

認定眼鏡士に対して「眼鏡作製技能士」へ移行するための特例講習会を行う。「職業能力開発促進法施行規則」および「職業能力開発促進法47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令」の一部が令和3年(2021年)8月13日に改正され「技能検定」の職種に「眼鏡作製職種」が新設され、試験業務を実施する。

(1) 特例講習会の内容 (公1)

- ① 眼科専門医との連携
- ② コンプライアンス
- ③ インディビジュアルレンズ・フレームの素材についての最新技術情報

合計60分(インターバルを除く)のビデオテキストによる講習、その後に修了試験実施する対象となる認定眼鏡士の種別で異なる。試験に合格後、等級に合わせた眼鏡作製技能士の称号が得られる。講習会の実施時期は4月25日木曜日。全国5ヶ所で、試験問題数は20問、合否基準は70点以上とする。

- 1級=後進の目標となる「眼鏡作製技能士」 認定眼鏡士SS級、SSS級
2級=業界のベースとなる「眼鏡作製技能士」 認定眼鏡士S級

5. 新入会員受付 (法人会計)

- (1) 眼鏡専門学校を卒業した人の本協会への新入会は年間を通して随時受付を行う。

6. 眼鏡作製技能士制度の普及、啓蒙事業 (公4)

(1) 一般社団法人 日本メガネ協会の展開する消費者に対して眼鏡作製技能士の目的、役割等についてPR活動に協力する。

7. 助成・社会福祉事業（公5）

眼鏡技術者の社会的使命を遂行するため、失明予防事業への助成などを実施する。

(1) 日本失明予防協会への失明予防活動助成金の寄付を年1回、下半期にする。

8. 広報活動事業（公4）

(1) ホームページを通して、会員向けの随時情報を更新する。

(2) 国家検定 眼鏡作製技能士のホームページの維持・改善。

9. 眼鏡技術に関する国内外の資料及び情報の収集、調査、研究事業（公3）

(1) 2024年11月東京開催予定のISO国際会議の実行委員会に参加し、協力する。

10. 海外眼鏡技術者との交流事業（公3）

APCO（アジア太平洋オプトメトリー会議）の会員としてビジョンケアに関する海外の状況を定期的に把握し、ビジョンケアの質的向上を図る。

11. 関係団体との協議に関する事業（法人会計）

(1) 一般法人 日本メガネ協会など眼鏡業界の動向把握・協調体制の確立に努める。

12. 国家検定試験（特別会計）

「職業能力開発促進法施行規則」および「職業能力開発促進法47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令」の一部が令和3年（2021年）8月13日に改正され「技能検定」の職種に「眼鏡作製職種」が新設され、試験業務を実施する。

(1) 学科試験（公1）

試験の実施時期は5月15日予定。全国7ヶ所で試験時間は90分、問題数は50問

試験科目：①視機能系②光学系③商品系④眼鏡販売系⑤加工作製系⑥フィッティング系
⑦企業倫理・コンプライアンス

試験内容：1級50題（多肢択一法）

2級50題（A群（真偽法）25題、B群（多肢択一法）25題）

(2) 実技試験（公1）

試験の実施時期は7月24日から8月31日予定、全国7ヶ所。

1～2科目未合格者のために2025年3月の実施も検討。

試験科目：1級① 視力の測定 30分

② フィッティング 20分

③ レンズ加工 25分

2級① 視力の測定 30分

② フィッティング 30分

③ レンズ加工 30分

(注記)

各事業計画末尾の(公1)、(公2)、(公3)、(公4)、(公5)、(法人会計)の解説
公益社団法人への移行(平成23年4月1日)に伴い、公益事業を意識した事業運営が求められている。

(公1:公益事業1) = 「資格付与」に関連する事業。

(公2:公益事業2) = 「講座、セミナー、育成」に関連する事業

(公3:公益事業3) = 「調査、資料収集」に関連する事業

(公4:公益事業4) = 「キャンペーン」に関連する事業

(公5:公益事業5) = 「助成」に関連する事業

(法人会計) = 組織(技術者協会)を維持するための活動

第5号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

公益社団法人日本眼鏡技術者協会の運営業務変更に伴い、支部組織の削除と理事数の変更をする。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(事務所)</p> <p>第2条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。</p> <p>2 本協会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p> <p>3 <u>各都道府県に支部を置く。</u></p>	<p>(事務所)</p> <p>第2条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。</p> <p>2 本協会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p>
<p>(法人の構成)</p> <p>第5条 本協会の会員は次の3種とする。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>2 本協会の社員は<u>47人以上110人以内</u>とし、正会員の中から選出される代議員をもって社員とする。</p>	<p>(法人の構成)</p> <p>第5条 本協会の会員は次の3種とする。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>2 本協会の社員は<u>50名以内</u>とし、正会員の中から選出される代議員をもって社員とする。</p>
<p>(役員の設定)</p> <p>第21条 本協会次の役員を置く。</p> <p>(1) <u>理事20人以上25人以内</u></p> <p>(2) 監事2人</p> <p>2 理事のうち1名を会長とする。</p> <p>3 会長以外の理事のうち<u>3人以上6人以内</u>を副会長、<u>8名以内</u>を部長とする。</p> <p>4 会長をもって、法人法に関する法律上の代表理事とする。又、副会長及び<u>部長</u>をもって、法人法第91条第一項第2号の業務執行理事とする。</p>	<p>(役員の設定)</p> <p>第21条 本協会次の役員を置く。</p> <p>(1) <u>理事20名以内</u></p> <p>(2) 監事2人</p> <p>2 理事のうち1名を会長とする。</p> <p>3 会長以外の理事のうち<u>8名以内</u>を常任理事、<u>そのうち4名以内</u>を副会長とする。</p> <p>4 会長をもって、法人法に関する法律上の代表理事とする。又、副会長及び<u>常任理事</u>をもって、法人法第91条第一項第2号の業務執行理事とする。</p>

<p>(役員を選任)</p> <p>第22条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。</p> <p>2 会長及び副会長、部長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。</p>	<p>(役員を選任)</p> <p>第22条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。</p> <p>2 会長及び副会長、<u>常任理事</u>は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。</p>
<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長及び<u>部長</u>は、業務執行理事として、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担する。</p>	<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長及び<u>常任理事</u>は、業務執行理事として、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担する。</p>

定款変更にあたり、届出、認定申請をする場合、担当行政庁より文言の変更指導があった場合は、その変更が変更趣旨を一にするとときに限り変更文言を指導どおりに読み替えるものとする。

なお、本審議案における定款変更については、総会の終結の時をもって効力が発生するものとする。

第6号議案 役員改選の件

理事全員（22名）および監事全員（2名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらたに理事19名および監事2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

理事候補者、監事候補者は次のとおりであります。

敬称略 順不同

【員外】		候補者氏名	所属 1	所属 2
1	重任	風早 昭正	日本メガネ協会代表理事	東京眼鏡専門学校理事長
2	重任	魚里 博	日本眼鏡学会理事長	東京眼鏡専門学校校長
3	重任	伊藤 克也	キクチ眼鏡専門学校校長	
4	重任	古賀 茂樹	ワールド・オプティカルカレッジ 校長	
【会員】				
5	重任	乾 隆司	高槻眼鏡店	
6	重任	内田 豪	めがね技術コンサルタント	
7	重任	木方 伸一郎	賞月堂	
8	重任	白山 聡一	東京メガネ	
9	重任	杉本 佳菜子	あいびい眼鏡	
10	重任	高橋 直	メガネの相沢	
11	重任	中島 幸広	ナカシマグラス	
12	重任	仲西 隆義	仲西眼鏡店	
13	重任	春田 喜裕	時計宝石めがねのハルタ	
14	重任	平岩 幸一	メガネの吉川屋	
15	重任	福田 吉美	メガネのフクダ	
16	重任	吉野 紀子	補聴器・メガネ工房よしの	
17	新任	落合 信裕	落合天弘堂	
18	新任	九鬼 悦子	岩崎眼鏡店	
19	新任	長江 亜矢	メガネは長江	
	【監事】			
1	新任	浅井 清澄	Moore みらい監査法人シニアパートナー	
2	重任	羽田 和弘	キクヤメガネ	